



目 次	ページ
規 則	
◎高知県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税 務 課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業の廃止の届出 (福祉指導課)	1
◎農地中間管理事業の推進に関する法律による農地中間管理機構の住所等の変更の届出 (農地・担い手対策課)	1
○保安林の指定 (治山林道課)	1
○漁船損害等補償法による同意を求めるとの事前届出 (漁業管理課)	2
○道路の区域変更 (道 路 課)	2
公 告	
○農用地利用配分計画の認可の申請 (農地・担い手対策課)	2
○土地改良区の役員の退任 (農業基盤課)	2
○土地改良区の定款変更の認可 ( " )	3
○土地改良区の清算人の就職 ( " )	3
○土地改良区の解散の命令 ( " )	3
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部改正 (5・18掲示)	3
○政治団体設立の届出	4
○政治団体異動の届出	4
○政治団体解散の届出	4
○資金管理団体異動の届出	4
正 誤	
◎正誤（平27・5・15付け 告示）	5

規 則

高知県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成27年5月22日  
高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第45号**  
**高知県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則**  
高知県環境影響評価条例施行規則（平成11年高知県規則第63号）の一部を次のように改正する。  
第6条第1項第3号オ中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。  
第10条及び第11条中「行う」を「する」に改める。  
第13条第2項、第14条の2、第14条の4及び第42条第2項中「行わなければ」を「しなれば」に改める。  
第48条第2項、第49条第3項、第51条第3項、第52条第3項、第53条第3項及び第73条中「行う」を「する」に改める。  
別表第1（5）の項ア（イ）中「かつ大規模ダム新築等」を「かつ、大規模ダム新築等」に改め、同表備考（1）中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

**附 則**  
この規則は、平成27年5月29日から施行する。

告 示

**高知県告示第295号**  
地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。  
平成27年5月22日  
高知県知事 尾崎 正直

- 名称及び代表者の氏名  
有限会社南石油店 代表取締役 南 修吉
- 主たる事務所又は事業所の所在地  
安芸郡安田町安田1790
- 取消し年月日  
平成26年12月24日

**高知県告示第296号**  
生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項

においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。  
平成27年5月22日  
高知県知事 尾崎 正直

廃止年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成26年8月15日	高知医療生活協同組合 高知市口細山206-9	生協介護の窓口しまんと 四万十市具同3227 居宅介護支援

**高知県告示第297号**  
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第5条第2項の規定により農地中間管理機構から住所及び農地中間管理事業を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。  
平成27年5月22日  
高知県知事 尾崎 正直

- 農地中間管理機構の名称  
公益財団法人高知県農業公社
- 変更前及び変更後の農地中間管理機構の住所  
(変更前) 高知市丸ノ内二丁目4番1号  
(変更後) 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 変更前及び変更後の農地中間管理事業を行う事務所の所在地  
(変更前) 高知市丸ノ内二丁目4番1号  
(変更後) 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 変更年月日  
平成27年4月1日

**高知県告示第298号**  
次の森林を保安林に指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。  
平成27年5月22日  
高知県知事 尾崎 正直

- 指定に係る保安林の所在場所  
高岡郡佐川町本郷字八郎畑3137、字本山3132、古畑字ホグチ376
- 指定の目的  
干害の防備
- 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び佐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第299号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成27年5月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

安芸郡芸西村 善 万 修 身
" " 渡 辺 日出夫
" " 安 岡 信 一

(2) 加入区の名称

芸西加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成27年5月22日から同年6月5日まで

(2) 縦覧場所

高知県漁業協同組合芸西支所事務所

高知県告示第300号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年5月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年5月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 西津賀才日比原

3 道路の区域

Table with 4 columns: 区, 間, 変更前後の別, 敷地の幅員(メートル), 延長(メートル)

Table with 4 columns: 前, 後, 70, 70

公 告

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により次のとおり当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成27年5月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 農用地利用配分計画の概要

(1)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称 高知市針木東町26番43 針木ガーデンヒルズ305 川村 淳

イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 高知市春野町西分字十田4155番及び4156番

(2)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称 高知市針木東町26番43 針木ガーデンヒルズ305 川村 淳

イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 高知市春野町弘岡下字城念3132番1及び3133番1

(3)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称 高知市五台山122番15 山本 修平

イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 高知市屋頭字追割398番及び472番1

(4)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称 高知市瀬戸南町一丁目13番101号5 横矢 裕一郎

イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 高知市春野町東諸木字高田4977番及び4986番

(5)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称 南国市福船372番地

株式会社南国スタイル 代表取締役 秦泉寺 雅一
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 南国市西山字北馬場丸315番、316番イ及び316番ハ並びに字杉本丸493番並びに上野田字上野田詰687番ニ

(6)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称 南国市陣山400番地 横堀 忠広

イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 南国市廿枝字シヨブガセ231番1、字土居303番1及び309番、字東川崎339番1、340番1、341番1、342番、364番、365番、366番、368番及び369番並びに字宇津469番及び470番

(7)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称 南国市福船372番地 株式会社南国スタイル 代表取締役 秦泉寺 雅一

イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 香美市土佐山田町神通寺字ミコカ内107番1及び109番1並びに土佐山田町松本字上品264番1

(8)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称 南国市才谷681番1 岡 雅司

イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 幡多郡黒潮町浮鞭字ヤモウヂ4195番

2 申請年月日

平成27年4月17日

3 縦覧場所

高知県農業振興部農地・担い手対策課

4 縦覧の期間及び時間

平成27年5月22日（金）から同年6月5日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）

5 意見書の提出先

高知市丸ノ内一丁目7番52号

高知県農業振興部農地・担い手対策課

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、宿毛市錦土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成27年5月22日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏名 住 所

理事 岡野 學 宿毛市錦427-1

" 萩野 幸治 " " 396-1

" 清家 壽申 " " 178-1

〃 清家 博 〃 〃 182  
 〃 佐田 紀重 〃 〃 147  
 〃 山本 盾夫 〃 〃 384  
 〃 橋村 頼定 〃 〃 130-1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、野市下井堰土地改良区の定款の変更を平成27年5月11日に認可した。

平成27年5月22日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、宿毛市錦土地改良区から次のとおり就職した清算人の届出があった。

平成27年5月22日

高知県知事 尾崎 正直

氏 名	住 所
岡野 學	宿毛市錦427-1
萩野 幸治	〃 〃 396-1
清家 壽申	〃 〃 178-1
清家 博	〃 〃 182
佐田 紀重	〃 〃 147
山本 盾夫	〃 〃 384
橋村 頼定	〃 〃 130-1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第135条第1項の規定に基づき、三原村国営土地改良区に対して、平成27年5月11日に解散を命じた。

平成27年5月22日

高知県知事 尾崎 正直

-----  
**選挙管理委員会告示**  
 -----

**高知県選挙管理委員会告示第48号**

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年5月18日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

2 老人ホームの表中

「

特別養護老人ホーム光優	四万十市古津賀3742番地17
-------------	-----------------

」

を

「

特別養護老人ホーム光優	四万十市古津賀3742番地17
社会福祉法人栲の木福祉会特別養護老人ホーム夢の丘	四万十市右山2041番地18

」

に改める。

**高知県選挙管理委員会告示第49号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成27年5月22日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
平本一也後援会	平本 一也	平本 一也	室戸市室津2337	平27・4・10
川上政寿後援会	川上 政寿	西森 初美	高知市高見町229番地11	平27・4・13

**高知県選挙管理委員会告示第50号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成27年5月22日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	高知県中小企業政策推進協議会	早川 紀夫	竹内 章敏	異動なし	平27・3・20
異動後		町田 貴	藤田 光三		
異動前	田鍋剛後援会	小原 敏一	異動なし	高知市介良乙3257番地16	平27・4・1
異動後		岡林 寛仁		高知市介良乙2941番地	

異動前	田鍋剛をかこむ会	異動なし	異動なし	高知市介良乙3257番地16	平27・4・1
異動後				高知市介良乙2941番地	
異動前	日本薬業政治連盟高知県支部	岩崎 博己	武市 英樹	南国市蛸が丘二丁目3-1	平27・4・1
異動後		中澤 栄一郎	森 友昭	高知市大津乙1842-1	
異動前	夢とビジョンのあるまちづくりの会	異動なし	矢野川 信一	異動なし	平27・4・1
異動後			桑原 宏文		
異動前	式地えいしろう後援会	川井 正広	式地 恵美	異動なし	平27・4・17
異動後		山崎 祥志郎	式地 営志朗		
異動前	山中良成後援会	異動なし	異動なし	南国市大桶甲1703-4	平27・4・21
異動後				南国市大桶甲1465-3	
異動前	山本久夫後援会	山本 久夫	異動なし	幡多郡黒潮町佐賀878	平27・4・23
異動後		植田 壯		幡多郡黒潮町佐賀1019	

異動前	山本すぐる後援会	異動なし	有田 京子	宿毛市二ノ宮279番地	平27・4・30
異動後			山本 恵	宿毛市二ノ宮783番地	

**高知県選挙管理委員会告示第51号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成27年5月22日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
筒井幹夫後援会	吾川郡いの町小川東津賀才185	岡林 栄喜	解散	平27・4・10

**高知県選挙管理委員会告示第52号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体の異動の届出があった。

平成27年5月22日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

資金管理団体

区分	候補者氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	田鍋 剛	異動なし	田鍋剛をかこむ会	高知市介良乙3257番地16	平27・4・1
異動後				高知市介良乙2941番地	

-----  
正 誤  
-----

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平27・5・15	号外31	◎告示	4	左 (3)	次の <u>とおり</u> 委託したので	次の <u>者</u> に委託したので
				左 (8)	<u>委託した者</u>	<u>委託者</u>